

外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税・地方消費税)

免税販売の下限金額の判定に際し、「一般物品」と「消耗品」の合算が認められることで、外国人旅行者の利便性が向上し、地方も含めた免税店数の更なる増加と外国人旅行消費のより一層の活性化を図る。

施策の背景

- 現行では、免税販売のためには、「一般物品」と「消耗品」のそれぞれで下限額の要件(5,000円以上)を満たす必要
- 他方、外国人旅行者からは、商品購入時の「一般物品」と「消耗品」の判別が難しい等の不満の意見が多数

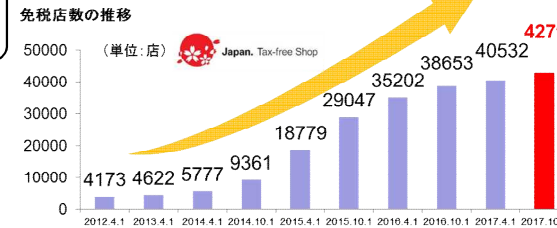
(参考)「訪日外国人旅行者への実態調査」によれば、免税店を利用した外国人旅行者のうち、約6割が「区分分けの基準がわからない」、「2つの区分ごとに購入金額の判定を行うことを知らなかった」等と回答

(判別が難しい商品の例) ストッキング、電池、万年筆インク等

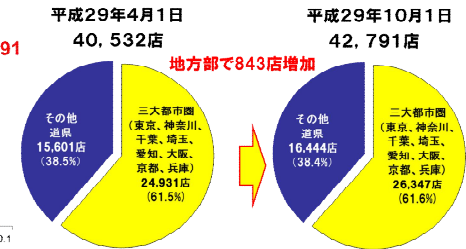
- また、免税店からも、「合算が認められれば外国人旅行者の『買い増し』が期待できる」との声も多数

- 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日決定)
- 「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)
 - ・「訪日外国人旅行消費額を2020年8兆円、2030年15兆円とする」
 - ・「地方における消費税免税店数を2018年に2万店規模へと増加」

免税店数の推移



三大都市圏と地方部の免税店数



要望の結果

- 免税対象要件について、「一般物品」についても特殊包装を行う等を条件に、「一般物品」と「消耗品」の合算を認める措置を講ずる。

〈現行〉



ガラス細工 寄木細工
一般物品

- ・5,000円以上
- ・特殊包装不要
- ・国内使用可
- ・国外持ち出し



消耗品

- ・5,000円以上、50万円以下
- ・特殊包装要
- ・国内使用不可
- ・30日以内の国外持ち出し

〈追加〉



一般物品・消耗品

- ・合算で5,000円以上、50万円以下
 - ・特殊包装要
 - ・国内使用不可
 - ・30日以内の国外持ち出し
- 〈消耗品と同じ要件〉

※現行でも一般物品と消耗品が1つの商品を構成している場合には消耗品の販売方法によることとされている。

これまでの消費税免税制度の拡充

〈第一弾〉(2014年10月運用開始)

- ・一般物品に加え、消耗品も消費税の免税対象に追加

〈第二弾〉(2015年4月運用開始)

- ・免税手続きの第三者への委託を可能とし、一括カウンターの設置等

〈第三弾〉(2016年5月運用開始)

- ・一般物品の購入下限額引下げ
- ・購入者誓約書の電磁的記録による保存等

〈参考:酒税免税制度〉(2017年10月運用開始)

- ・免税店の許可を受けた酒類製造場における酒類の販売について、消費税に加え酒税を免税とする制度の創設

外国人旅行者向け免税制度における手続きの電子化(消費税・酒税・地方消費税)

外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続きの効率化を図り、外国人旅行消費のより一層の活性化と地方も含めた免税店数の更なる増加を図る観点から、免税手続き(購入記録票の提出等)の電子化を措置する。

施策の背景

○現行では、外国人旅行者は免税店において旅券に購入記録票の貼り付け、割印を受けることが免税販売の要件

○他方、外国人旅行者からは、「購入記録票が貼られた結果、パスポートが分厚くなった」等の声が多数

(参考)「訪日外国人旅行者への実態調査」によれば、免税店を利用した外国人旅行者のうち、約7割が「購入記録票が貼られた結果、パスポートが分厚くなった」または「パスポートに貼付していた購入記録票が破れた、または剥がれた」と回答

○また、免税店からも、「購入記録票をパスポートに貼付、割印する手続きに時間がかかる」との声も多数



大量の免税購入により、購入記録票がパスポートに収まりきらないケース

○「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日決定)

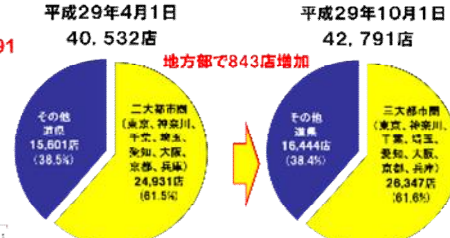
○「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)

- ・「訪日外国人旅行消費額を2020年8兆円、2030年15兆円とする」
- ・「地方における消費税免税店数を2018年に2万店規模へと増加」

免税店数の推移



三大都市圏と地方部の免税店数

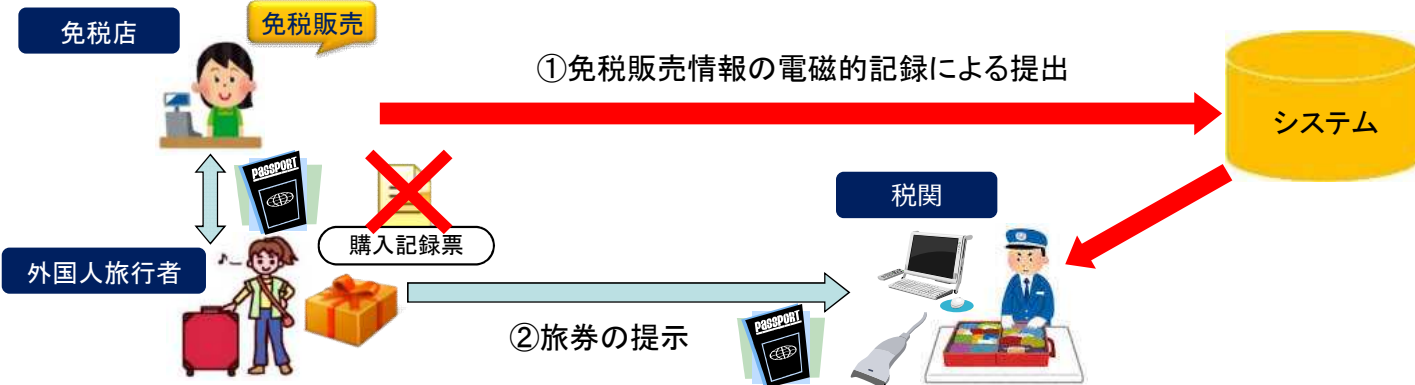


要望の結果

①現行の「購入記録票の旅券への貼付け、割印」に代え、「免税販売情報の電磁的記録による提出」を免税販売の要件とする。

②現行の「購入記録票の税関への提出義務」を「税関での旅券の提示義務」に代える。

<手続き電子化イメージ>



これまでの消費税免税制度の拡充

〈第一弾〉(2014年10月運用開始)

- ・一般物品に加え、消耗品も消費税の免税対象に追加

〈第二弾〉(2015年4月運用開始)

- ・免税手続きの第三者への委託を可能とし、一括カウンターを設置等

〈第三弾〉(2016年5月運用開始)

- ・一般物品の購入下限額引下げ
- ・購入者誓約書の電磁的記録による保存等

〈参考:酒税免税制度〉(2017年10月運用開始)

- ・免税店の許可を受けた酒類製造場における酒類の販売について、消費税に加え酒税を免税とする制度の創設

次世代の観光立国実現に向けた観光促進のための国際観光旅客税(仮称)の創設

観光立国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る観点から、観光促進のための税として国際観光旅客税(仮称)を創設する。

要望の結果

- ▶ 観光促進のための税として、国際観光旅客税(仮称)を創設し、平成31年1月7日以後の出国旅客に定額・一律(1,000円)の負担を求めることにより、高次元の観光施策のための財源を確保。
- ▶ 2020年訪日外国人客4,000万人目標等に向け、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化及び地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上に資する施策に財源を充当。

背景・概要

◆ 次世代の観光立国実現のための観光財源のあり方検討会「中間とりまとめ」(抜粋) (平成29年11月9日)

- ▶ 訪日外国人旅行者2020年4,000万人等の目標達成に向けて、①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度向上の3つの分野に観光財源を充当する。
- ▶ 財源を充当する施策は、①受益と負担の関係から負担者の納得が得られること、②先進性が高く費用対効果が高い取組みであること、③地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致すること。

<概要>

納税義務者	航空機又は船舶により出国する旅客
非課税等	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機又は船舶の乗員 ・強制退去等 ・公用機又は公用船(政府専用機等)により出国する者 ・乗継旅客(入国後24時間以内に出国する者) ・外国間を航行中に、天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者 ・本邦から出国したが、天候その他の理由により本邦に帰ってきた者 ・2歳未満の者 <small>(注)本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、本税を課さないこととする。</small>
税率	出国1回につき1,000円
徴収・納付	<ul style="list-style-type: none"> ①国際運送事業を営む者による特別徴収(国際運送事業を営む者の運送による出国の場合) <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国際運送事業を営む者は、旅客から徴収し、翌々月末までに国に納付 ②旅客による納付(プライベートジェット等による出国の場合) <ul style="list-style-type: none"> ▶ 旅客は、航空機等に搭乗等する時までに国に納付
適用時期	平成31年1月7日(月)以後の出国に適用 (同日前に締結された運送契約による国際運送事業に係る一定の出国を除く)

財源の使途

- ▶ 2020年訪日外国人客4,000万人目標等に向け、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化及び地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上に資する施策に財源を充当。

<現状>



入国時の状況(那覇空港)



定期航路ターミナル内でのCIQ待ち状況



出国時の状況(中部空港)



クルーズ船内のCIQ待ち状況

<財源を充てる施策の一例(イメージ)>



【参考】IATA(国際航空輸送協会) 目標: 2020年までに出発は出発ロビーから免税店エリアまで10分、到着は到機から到着ロビーまで30分